

住宅改修事業補助金

住宅（居住部分に限る。）の増築、改築及び修繕工事に対し、当該工事費（消費税を除き10万円以上の工事。）の20%の額（上限額20万円）を補助します。

町の資格登録を受けた町内業者が行う改修工事が対象で、改修前の事前申請が必要です。

利用の条件

- ・町内に1年以上住民登録をしている方。
- ・改修工事を行う住宅に現在居住している方または改修工事完了後速やかに居住する方。
- ・町内施工業者が行う事業。
- ・改修に要する費用が10万円以上（税抜）の事業。
- ・該当年度の3月10日までに完了する事業。

※この補助制度は、同一住居および同一人について1回限りとなります。

補助額等

工事費の20%以内（限度額20万円、千円未満の端数切り捨て）

※他の補助金等の交付を受ける事業費は、補助対象外の経費となります。

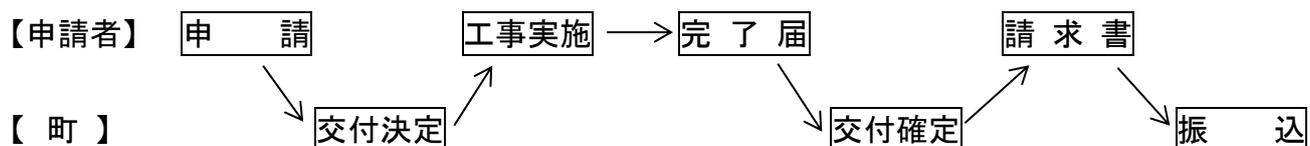
申請方法

申請書に次の書類を添付して役場企画観光課へご提出ください。

- ・工事概要書（所定様式）
- ・建物の登記事項証明書の写し、家屋評価証明書の写し、固定資産税土地・家屋課税明細書の写しなど建物の所有者を明らかにする書類
- ・工事見積書の写し
- ・工事箇所の図面及び写真（施工前の状況がわかるもの）
- ・改修工事施工同意書（※対象住宅の権利者が複数の場合）
- ・建築確認済証の写し又は証明書の写し（※建築確認が必要な工事の場合）

※申請書の様式は、お電話をいただければお送りします。また、町ホームページからもダウンロードできます。

申請の流れ



問い合わせ

松崎町役場企画観光課 商工観光係（Tel 4 2 - 3 9 6 4）